

令和7年12月定例月議会

令和7年12月17日

総務教育常任委員会

資料

報告事項

案件名	所管局・課	ページ
第2期長浜市スポーツ推進計画のパブリックコメントの実施について	文化スポーツ課	2

市民協働部

所管委員会	総務教育常任委員会
所管局・課	文化スポーツ課

第2期長浜市スポーツ推進計画のパブリックコメントの実施について

1 概要

令和7年度に国スポ・障スポ大会が終了することを一つの区切りとし、これまでの取組を踏まえたうえで国スポ・障スポ後のスポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第2期長浜市スポーツ推進計画」（令和8年度～令和15年度）の素案を作成しましたので、パブリックコメントを実施します。

2 これまでの経過

令和7年3月	総務教育常任委員会（着手報告）
5月	健康とスポーツに関するアンケート調査（市民2,500人）
6月	庁内ワーキング会議 策定委員会
7月	庁内ワーキング会議
8月	策定委員会
9月	総務教育常任委員会（経過報告） 庁内ワーキング会議
10月	策定委員会 庁内意見照会

3 第2期長浜市スポーツ推進計画素案と概要

別紙のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年12月	パブコメ実施
令和8年1月	策定委員会（最終案確認）
3月	総務教育常任委員会（最終案報告）
4月	第2期スポーツ推進計画施行

第2期長浜市スポーツ推進計画【概要版】（素案）

1 策定の趣旨

日本社会の少子化や高齢化、スポーツ人口の減少や指導者の高齢化、学校部活動の改革推進など、スポーツを取り巻く環境は大きく変化していることから、前計画の終了と「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025」の経験を踏まえ、誰もがいつまでも様々な形でスポーツ活動に親しむことができるまちづくりを目指し「第2期長浜市スポーツ推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条に基づき、国の「第3期スポーツ基本計画」及び県の「第3期滋賀県スポーツ推進計画」を参照した「地方スポーツ推進計画」であり、かつ本市の「長浜市総合計画基本構想」を上位計画とした本市におけるスポーツ推進の指針となる計画です。

3 計画の期間

8年間（令和8年度～令和15年度）

4 スポーツの範囲

国のスポーツ基本法及び県のスポーツ推進計画における「スポーツの考え方」を基本とし、野球やサッカー、アメフトなどの競技種目やレクリエーション活動のほか、健康のための散歩や体操などの軽い運動、さらに徒歩や自転車による通勤や買い物などの日常生活における活動など、意識的・継続的に行う様々な身体活動をスポーツとして幅広く捉えていきます。

めざす姿

誰もが輝く、健康で活力あふれるスポーツのまち NAGAHAMA

基本方針1

ライフステージに応じたスポーツの充実

【施策の方向性】

幼児期から高齢期まで、それぞれの発達段階やライフスタイルに合わせて適切な運動を行うことで、心身の健康を促進し、生活の質を高めることができます。

誰もが、それぞれの体力や年齢、興味・目的等に応じて、いつでも、どこでもいつまでもスポーツに親しむことができる「スポーツのまち」を推進します。

【施策】

- 遊びや体験を通したスポーツ機会の充実（幼児期・学童期）
- スポーツ活動の充実（中学校～高校）
- スポーツ参加機会の拡充（働く世代・子育て世代）
- スポーツによる健康な体の維持（高齢期）
- スポーツ活動への参加の促進（しうがい者）
- スポーツによる家族や仲間との交流

【指標】

指標	現状（令和6年度）	目標（令和15年度）
自分から進んで戸外へ出たり身体を動かしたりして遊ぼうとする子どもの割合（5歳児）	83.4%	90.0%
1週間の総運動時間 60分未満の割合（小学校5年生）	男子 11.2% 女子 22.2%	男子 7.0% 女子 14.0%
新体力テストの合計得点平均値（小学校5年生）	男子 51.38点 女子 51.75点	男女ともに 53.0点
スポーツ少年団活動団体数	25団体	現状維持
成人の週1回以上のスポーツ実施率	54.6%（R5）	70.0%
集団健康教育後に週1回以上運動をしている人の割合（後期高齢者）	59.7%	64.0%

基本方針 2

スポーツを支える環境の整備

【施策の方向性】

誰もが興味・関心、適性等に応じてスポーツ活動を始めることができるよう、身近でスポーツを楽しめる環境づくりや見やすくわかりやすい情報の発信を進めます。また、競技団体の活動を支援するとともに、これからの競技力向上を担う人材や質の高い指導者を育成します。

さらに、誰もが安心、安全にスポーツ施設を利用できるよう、施設等の環境整備を進めます。

【施策】

- 1 総合型地域スポーツクラブの活動の充実
- 2 競技スポーツの育成・支援
- 3 スポーツ施設の計画的な整備
- 4 スポーツ関連情報の発信強化

【指標】

指標	現状（令和6年度）	目標（令和15年度）
スポーツ施設利用者数	548,359人	現状維持
学校体育施設開放事業利用件数	5,003件	6,000件

基本方針 3

地域資源を活かしたスポーツの推進

【施策の方向性】

国スポ・障スポ大会開催後の成果を最大限に活かし官民一体となって地域資源や自然環境を活かした「スポーツ大会」や「スポーツ合宿」の誘致を図ります。また、子どもや若者が地域において多様なスポーツに継続して取り組める環境を地域全体で整備していきます。

さらに、行政、企業、地域団体、大学、医療機関、市民などが連携しながらスポーツを起点とした多様な活動を展開します。

【施策】

- 1 国スポレガシーの創出と活用
- 2 子ども・若者が継続的にスポーツに親しむ機会の創出
- 3 連携・協働によるスポーツの推進
- 4 スポーツツーリズムの推進

【指標】

指標	現状（令和6年度）	目標（令和15年度）
スポーツ合宿受入チーム数	3チーム（R5）	15チーム
全国規模大会開催数	8件	15件
部活動（地域クラブ）の外部指導者数	28人	地域指導者200人
大学との連携事業の数 (健康・スポーツの分野)	3事業	8事業
スポーツ体験・交流事業実施数	スポーツ体験事業 6件	スポーツ体験事業 6件
	トップアスリート交流会 3件	トップアスリート交流会 3件
	スポーツ講演会 3校	スポーツ講演会 5校

計画の推進体制

～「スポーツ」を通じた各分野との連携・協働～

本市における地域スポーツ活動を持続可能なものにするために、地域、行政、企業、学校、関連団体等がそれぞれの役割を担い、相互に連携し、さらなるスポーツの推進を図ります。

